

## 男性の育児参画推進にかかる情報収集・発信等業務委託仕様書

### 1 目的

“みえの育児男子プロジェクト”の一環として、男性の育休取得をはじめ、さまざまな方法や子どもとの関わり方で、積極的に子育てを行っている男性の取組事例等を収集し、その内容を県民に向けて広く情報発信することにより、一人でも多くの男性が“子どもが産まれたら育休を取ってみよう”、“もっと積極的に子育てに関わろう”と思うきっかけづくりを行うとともに、職場における仕事と育児を両立しやすい風土づくりを促進することを目的とする。

### 2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から平成30年3月30日(金)まで

(2) 委託業務の主な作業

第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」及び「サンキュー育休キャンペーン」の実施にあたり、男性の育休取得や子育て事例等に関する多くの事例を収集し、その内容をとりまとめた事例集やハンドブックを制作し、県民に向けて情報発信する。

### 3 委託業務内容

(1) 第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」募集チラシ(2種類)及びポスターの制作

仕様(チラシ1): 男性の育休取得事例や子育てエピソード等を募集する内容

A3版両面・4色・マットコート紙・四六版90kg・二つ折り・30,000部  
適宜校正・100部ずつ紙帯等のうねダンボールに梱包して納品

仕様(チラシ2): 仕事と育児の両立を大切にする上司(イクボス)を募集する内容

A4版両面・4色・コート紙・四六版70kg・5,000部

仕様(ポスター): チラシ1のデザインをベースに作成

B2版・4色・コート紙・四六版135kg・200部・ダンボール梱包

留意点: 子育て中の男性やその配偶者、社員等の興味・関心を引き、自身(夫)の子どもとの関わり方等について、気軽に情報提供しようと思えるデザインとする。

県が提供する「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」募集に関する基本的事項及び写真を記載事項のベースとし、デザイン制作・キャッチコピー作成・レイアウト検討等を行い、チラシ及びポスターを完成させること。

成果品: 制作したすべてのデータを、PDF・AI及びJPEGデータにより、USBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。(ホームページ掲載用)

チラシ1・2の応募用紙部分については、別途ワードファイル又はエクセルファイルに変換のうね納品すること。

(2) 第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」募集PRの実施

募集期間中、作成チラシやWEB、SNS、広告、イベント等を活用するなど、県が直接行う募集PR以外の方法により、子育て中の世帯やこれから父親・母親になる人等、広く県民に対して本事業の周知及び応募の呼びかけを行う。

### (3) 第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」受賞者事例集の制作

仕様：A5版・20頁以上・4色・マットコート紙・四六版90kg以上・2,000部

記載事項：下記内容を基本とし、詳細については受賞者の取組内容及び応募内容全体をふまえて適宜協議のうえ決定する。

- ・第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」事業概要
- ・受賞者に関する情報（氏名等）及び取組内容（応募内容より抜粋）
- ・受賞者及び別途実施するフォトコンテスト入賞者の受賞写真

留意点：受賞者の取組紹介文は、応募内容の抜粋を基本とし、必要に応じて関係者への追加の聞き取り調査等を行うことにより、受託者が文案を作成すること。（デザイン制作を含む。）

成果品：事例集1ページごとのPDFデータ及び全ページのPDFデータ・AIデータに加え、制作したイラストやロゴマークのうち、県が指定するものについては、別途JPEG形式により、データをUSBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。（ホームページ掲載用）

### (4) 男性の育休取得に関する取材及びインタビュー調査の実施

県が実施する「男性の育休取得」をテーマにした意見交換会（5回以内）の様子を取材し、写真撮影及び議事録を作成する。また、育休取得経験のある（又は取得中の）男性やその家族、職場の上司や同僚等（10人程度）に対し、育休取得に至った経緯や育休中の失敗談・苦労話、配偶者の感想や職場の上司や同僚の反応等についてのインタビュー調査を実施し、その内容を文書にまとめる。（インタビュー調査の実施対象は、業種・業態に偏りのないよう配慮したうえで、事前に県と協議のうえ決定する。）

### (5) 男性の育休取得に関するハンドブック（冊子）の制作

仕様：A5版 28P以上 表紙110kg・中面90kg以上 4色 10,000部 無線綴じ

記載事項：読者が男性の育休取得について特別なことではなく、身近なことであると感じてもらえるよう、実態を掘り下げた内容とし、一方的に育休取得を押し付ける内容とならないよう配慮すること。具体的な記載事項は下記内容を基本とし、詳細はアンケート調査や取材等の結果をふまえて適宜協議のうえ決定する。

- ・上記（4）で実施する取材及びインタビュー調査を基に、県内の様々な企業等で育休を取得した男性の体験談や関係者の反応等についての紹介
- ・男性の育児休業制度に関する紹介
- ・男性の育休取得を妨げる要因の分析 等

冊子作成に付随しての依頼事項：

- ・男性の育休取得に対する世間のイメージや実際の取得希望等に関するアンケート調査の実施（サンプル数：200人程度）
- ・冊子の記載内容等を検討するために県が開催する編集会議（4回程度）への同席及び、会議での検討結果の編集作業への反映。
- ・アンケート調査や取材等の結果をふまえた編集、デザイン制作等
- ・ホームページ閲覧用のデジタルブック（flipperUで作成）制作

成果品：事例集1ページごとのPDFデータ及び全ページのPDFデータ・AIデータ、

デジタルブックの各デジタルデータを、USBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。

#### 4 契約条件

- (1) 委託業務名 男性の育児参画推進にかかる情報収集・発信等業務
- (2) 委託期間 契約の日から平成30年3月30日（金）まで
- (3) 成果品 ①第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」募集チラシ・ポスター  
チラシ1：30,000部、チラシ2：5,000部、ポスター：200枚  
②第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」受賞者事例集：2,000部  
③男性の育休取得に関するハンドブック（冊子）：10,000部  
④成果品①～③にかかるデジタルデータ（保存形式は上記3「委託業務内容」で指定したものとする。）
- (4) 校正 各成果品の作成にあたっては適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限を県と協議のうえ決定する。
- (5) 履行場所 三重県健康福祉部子ども・家庭局 少子化対策課（津市広明町13番地）他
- (6) 納入期限 ①第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」募集チラシ・ポスター：  
平成29年5月31日（水）  
②第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」受賞者事例集：  
平成29年10月31日（火）  
③男性の育休取得に関するハンドブック（冊子）：  
平成30年2月28日（水）  
※各デジタルデータの納入期限は、各冊子等の納入期限と同一日とする。
- (7) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

#### 5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県 健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課において行う。

## 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 11 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

## 1 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町1-3番地

三重県健康福祉部 子ども・家庭局 少子化対策課 担当：小端、酒井

Tel : 059-224-2304 FAX : 059-224-2270 E-mail : [shoshika@pref.mie.jp](mailto:shoshika@pref.mie.jp)